

いばらきネットモニター 犯罪被害者等支援に関するアンケート調査結果

1 調査目的

茨城県では、令和4年3月29日に「茨城県犯罪被害者等支援条例」が公布・施行されたことを機に、より一層、効果的な犯罪被害者等支援施策を推進するべく、本調査により、現在の県民の犯罪被害者等支援に対する意識や関心度を調査し、今後の県施策に生かすことを目的として、「犯罪被害者等支援に関するアンケート調査」を実施しました。

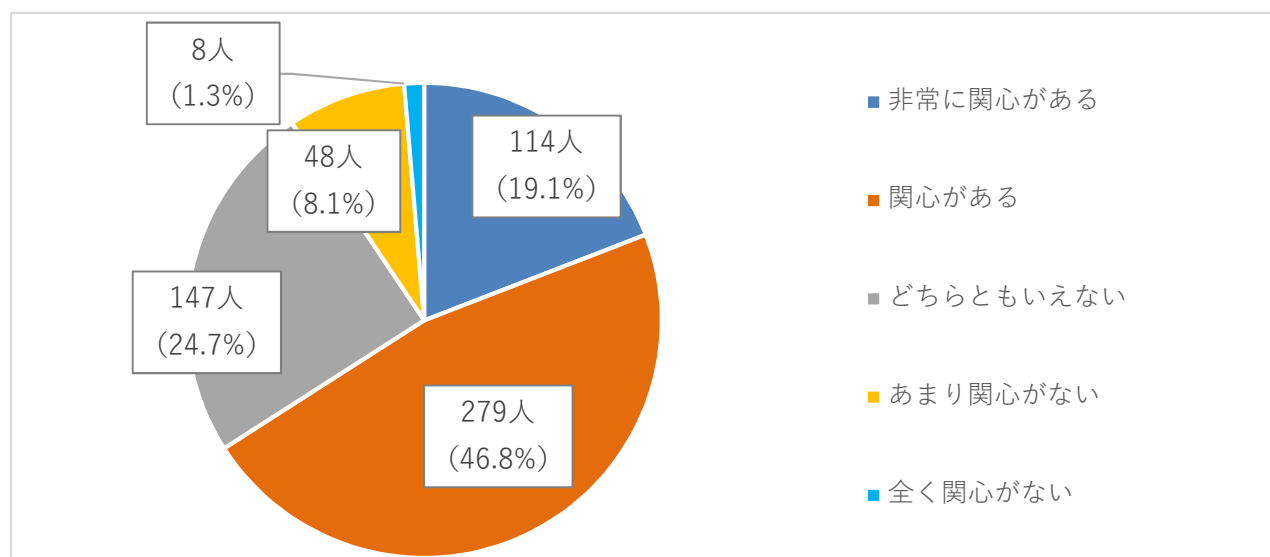
2 結果の概要

- ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度について、「知っている」は6.9%に留まり、また、いばらき被害者支援センターの認知度についても、「知っている」は9.7%に留まった。
- ・犯罪被害者等支援への関心度について、「非常に興味がある」「興味がある」の合計が65.9%であり、犯罪被害者等支援の重要性については、「非常に重要である」「重要である」の合計が93.2%であった。
- ・茨城県犯罪被害者等支援条例、いばらき被害者支援センターの認知度は低いものの、犯罪被害者等支援自体への関心度は高く、重要性も強く認識されている。
- ・犯罪被害者等支援に関する広報手段として、県や市町村の広報紙、SNS、ホームページなどが効果的であると回答されていることから、それらを活用して県民への周知を図っていく。

【問1】（犯罪被害者等支援への関心）

あなたは、犯罪被害者等支援についてどの程度関心がありますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

(n=596)



年代	回答数	非常に興味がある	興味がある	どちらともいえない	あまり興味がない	全く興味がない
29歳以下	36人	4人	22人	8人	2人	0人
30、40歳代	253人	59人	96人	65人	27人	6人
50、60歳代	250人	38人	135人	62人	13人	2人
70歳以上	57人	13人	26人	12人	6人	0人
合計	596人	114人	279人	147人	48人	8人

○犯罪被害者等支援に興味がある人は、「非常に興味がある」「興味がある」を合わせて393人(65.9%)であった。

(※) 犯罪被害者等支援とは

犯罪被害者やその遺族・家族がその受けた被害を回復又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようになるために行われる支援(相談の受理、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、医療費等の公費負担制度、カウンセリング、裁判の付き添い支援など)をいいます。

詳しくは、茨城県ホームページまたは茨城県警察ホームページをご覧ください。

・茨城県 HP :

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/shien/top.html>

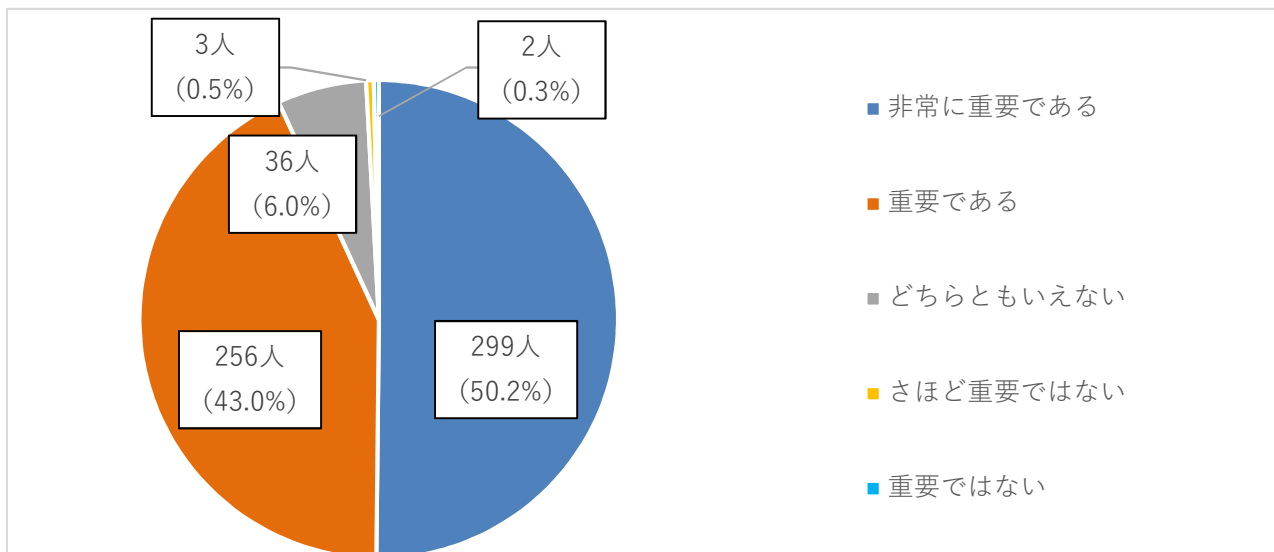
・茨城県警察 HP :

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a07_toiawase/victim/index.html

【問2】(犯罪被害者等支援の重要性)

あなたは、犯罪被害者等支援の重要性についてどのように考えていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

(n=596)



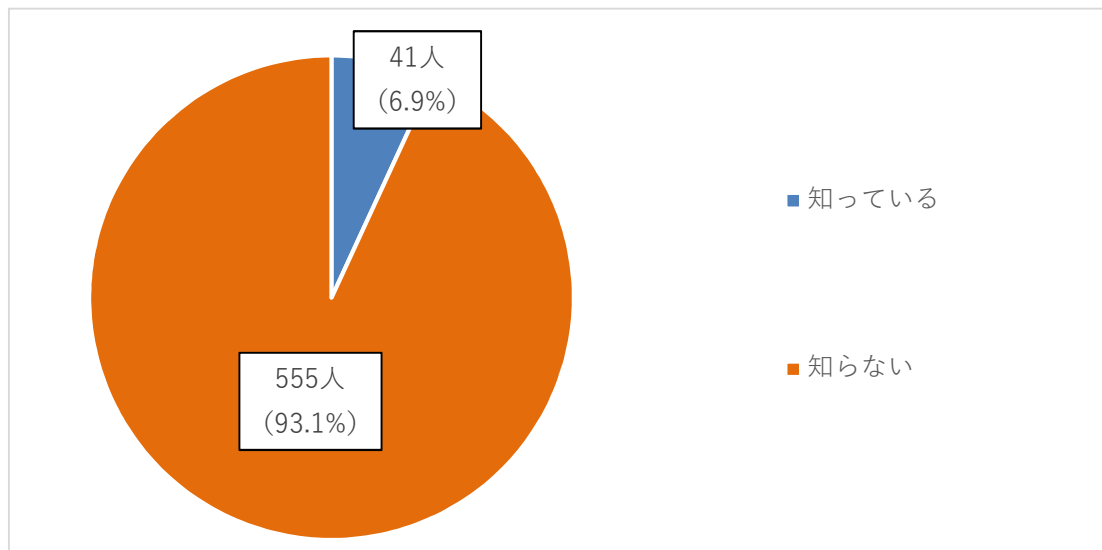
年代	回答数	非常に重要である	重要である	どちらともいえない	さほど重要ではない	重要ではない
29歳以下	36人	22人	12人	2人	0人	0人
30、40歳代	253人	140人	97人	14人	2人	0人
50、60歳代	250人	113人	122人	13人	0人	2人
70歳以上	57人	24人	25人	7人	1人	0人
合計	596人	299人	256人	36人	3人	2人

○犯罪被害者等支援が重要であると考えている人は、「非常に重要である」「重要である」を合わせて555人（93.2%）であった。

【問3】（茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度）

茨城県では、令和4年3月29日に犯罪被害者の負担軽減や、中傷などの二次的被害防止を盛り込んだ「茨城県犯罪被害者等支援条例」を公布・施行しました。あなたは、「茨城県犯罪被害者等支援条例」を知っていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

(n=596)



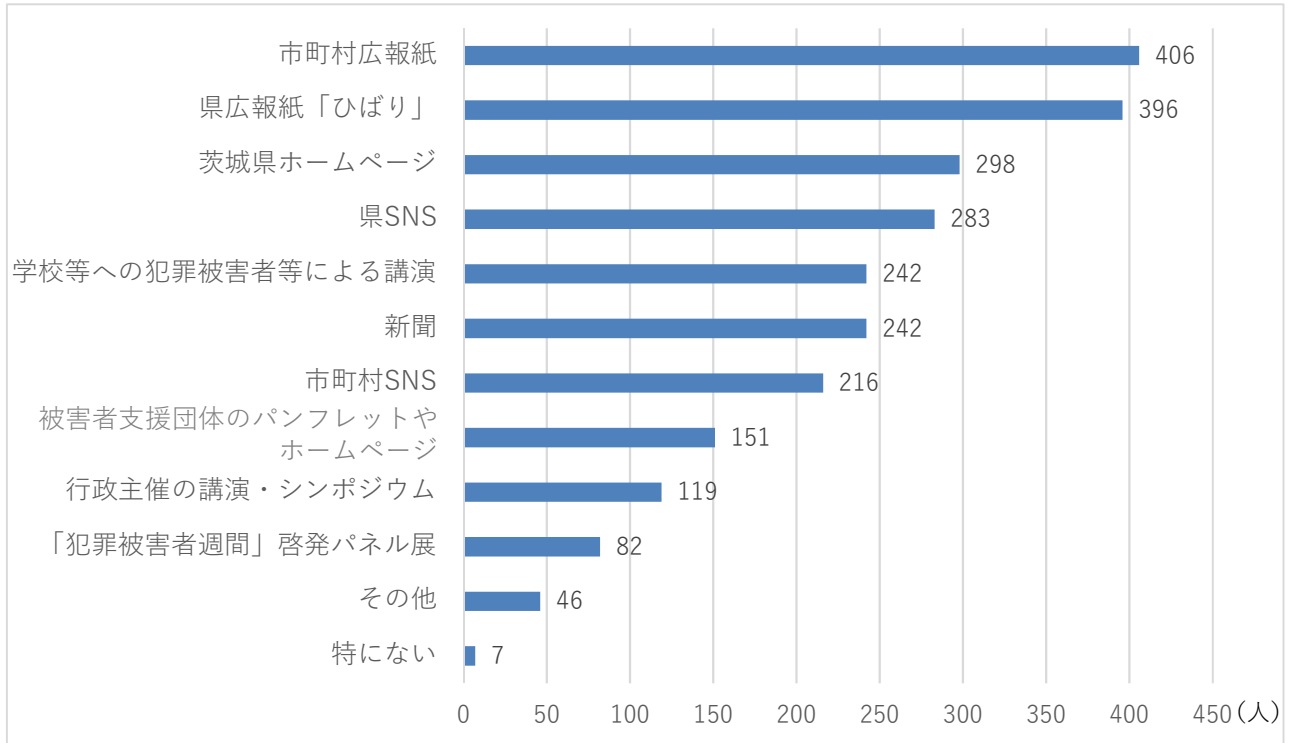
年代	回答数	知っている	知らない
29歳以下	36人	2人	34人
30、40歳代	253人	12人	241人
50、60歳代	250人	15人	235人
70歳以上	57人	12人	45人
合計	596人	41人	555人

○茨城県犯罪被害者等支援条例を「知っている」と回答した人は41人（6.9%）に留まり、555人（93.1%）が「知らない」と回答した。

【問4】（茨城県犯罪被害者等支援条例の広報）

犯罪被害者等支援や茨城県犯罪被害者等支援条例について広報する場合、あなたはどのような広報手段が効果的だと思いますか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

(n=596)



○効果的な広報手段として、市町村や県の広報紙による広報の回答が多かった。次いで、回答が多かったのは茨城県ホームページ、県SNS、新聞であった。

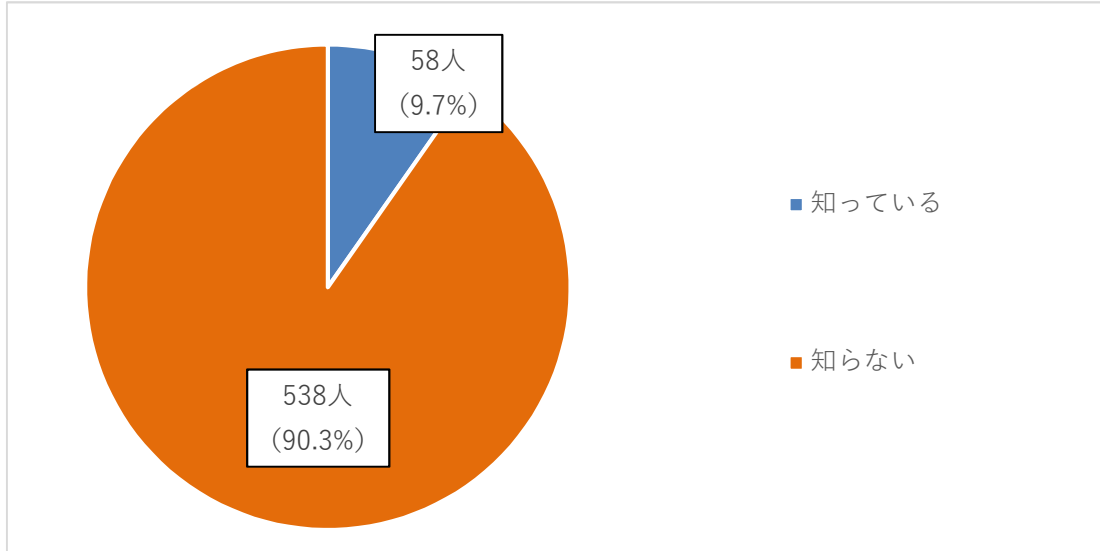
○「その他」として、次のような意見が挙げられた。

- ・スーパーやコンビニエンスストアなど目に付きやすい場所へポスターの掲示
- ・テレビやラジオによる広報
- ・できる限り多くの媒体を使って周知させるべき

など、46件のご意見がありました。

【問5】（いばらき被害者支援センターの認知度）

あなたは、犯罪被害者等に対して、精神的支援その他各種支援等を行っている「公益社団法人いばらき被害者支援センター」を知っていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。
(n=596)



年代	回答数	知っている	知らない
29歳以下	36人	4人	32人
30、40歳代	253人	18人	235人
50、60歳代	250人	24人	226人
70歳以上	57人	12人	45人
合計	596人	58人	538人

○いばらき被害者支援センターを「知っている」と回答した人は58人（9.7％）に留まり、538人（90.3％）が「知らない」と回答した。

（※）公益社団法人いばらき被害者支援センターとは

犯罪、事故、災害等の被害者並びにその家族及び遺族に対して、精神的支援その他各種支援を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的として設立しました。

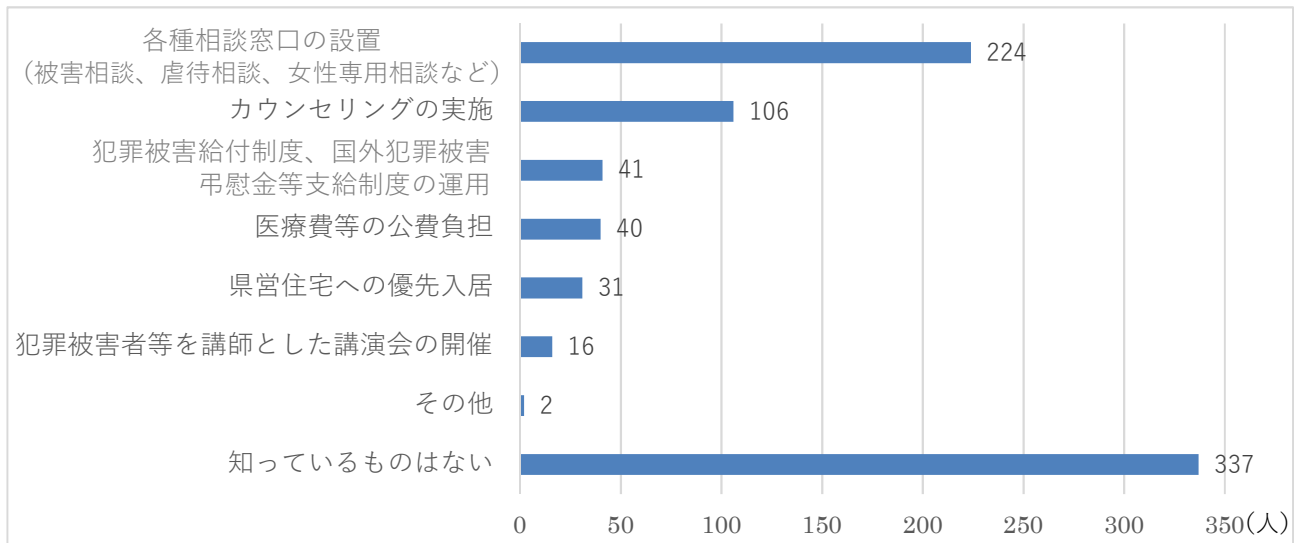
詳しくは、いばらき被害者支援センターホームページをご覧ください。

・いばらき被害者支援センターHP：<https://www.ivac.or.jp/index.html>

【問6】（犯罪被害者等支援施策の認知度）

あなたは、茨城県、茨城県警察本部、いばらき被害者支援センターが行っている犯罪被害者等支援施策で知っているものはありますか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

(n=596)



○「各種相談窓口の設置（被害相談、虐待相談、女性専用相談など）」が最も多い 224 人であったが、他の施策の認知度は低く、337 人が「知っているものはない」と回答した。

○「その他」として、次のような意見が挙げられた。

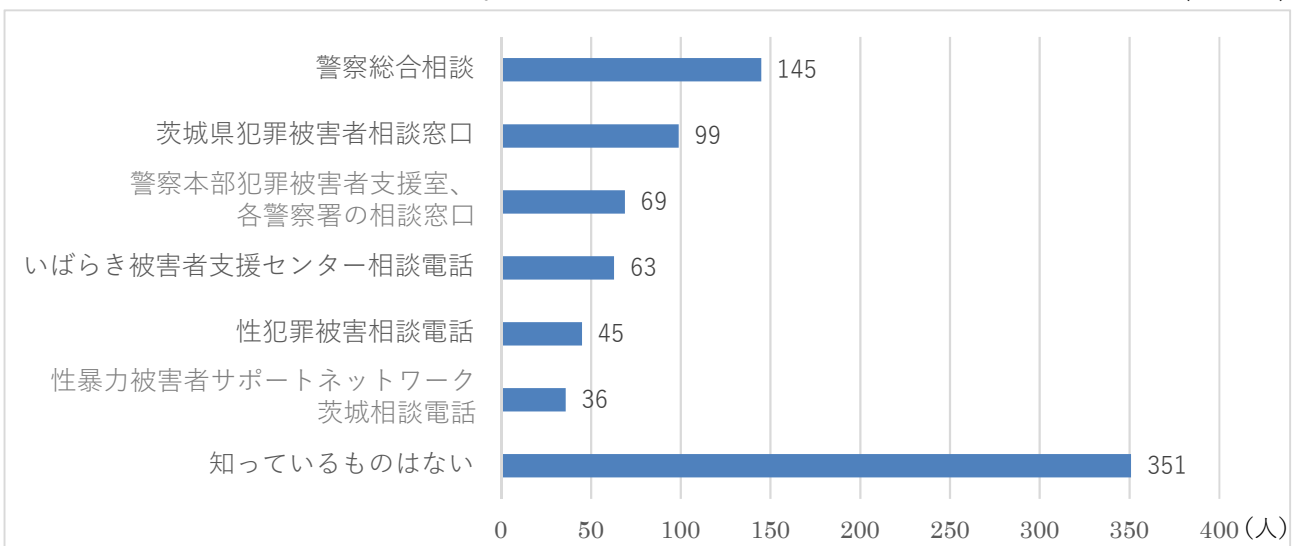
- ・県民が施策や機関があるという事実を知ることが第1歩だと考える

など2件のご意見がありました。

【問7】（犯罪被害者等のための相談窓口）

あなたは、犯罪被害者等のための相談窓口について知っているものはありますか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

(n=596)

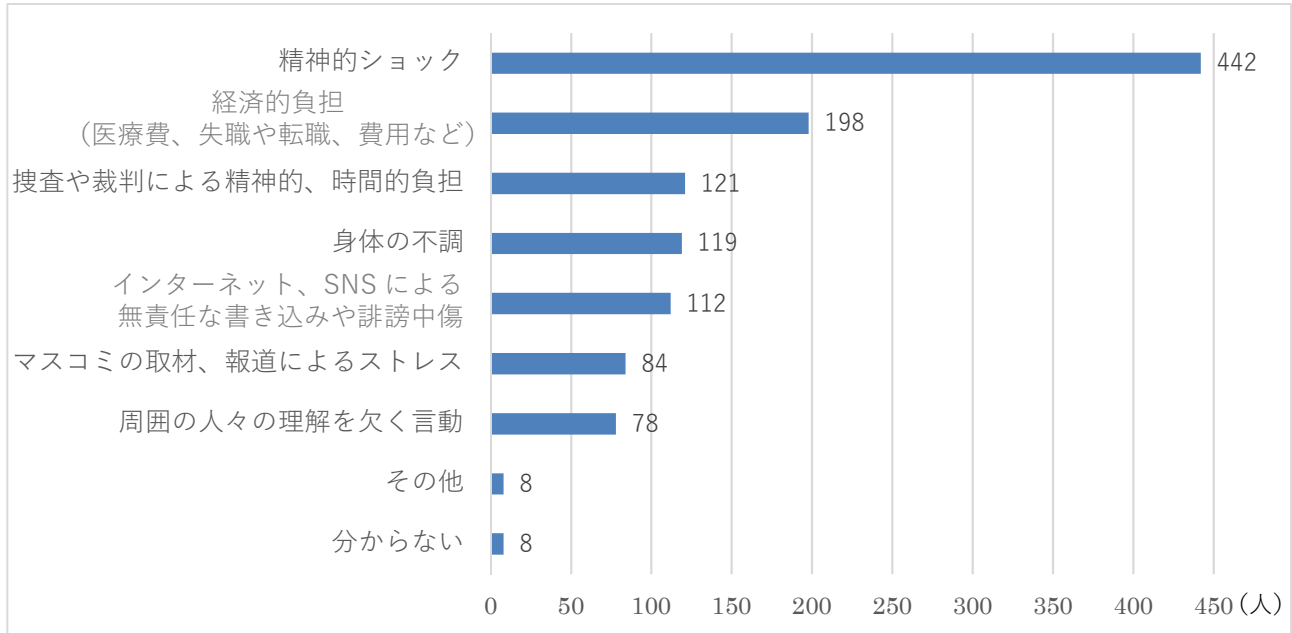


○「警察総合相談」が最も多い 145 人であったが、他の相談窓口の認知度は低く、351 人が「知っているものはない」と回答した。

【問8】（犯罪被害後に生じる様々な問題）

犯罪被害者は、身体に怪我を負ったり、財産を奪われるなどの直接的な被害を受けるほか、被害後に生じる様々な問題に苦しめられることがあります。あなたは、どのような問題が生じやすいと思いますか。特に生じやすいと思うものを最大2つまで選んでください。

(n=596)



○「精神的ショック」が最も多い442人であり、ほかにも多くの方が何らかの問題が生じると回答した。

○「その他」として、次のような意見が挙げられた。

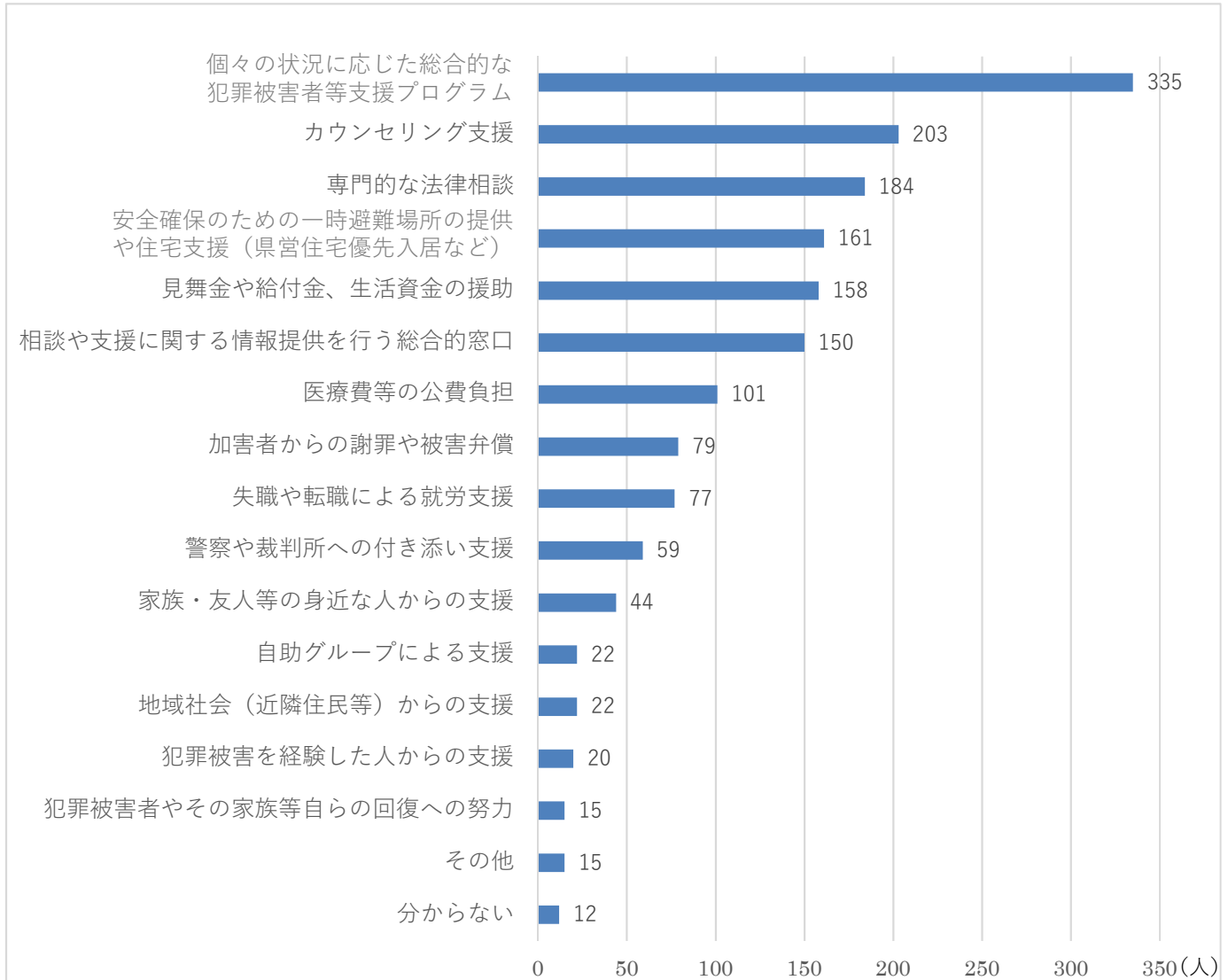
- ・孤立感
- ・二次的被害に優劣はつけられない
- ・すべての問題が生じる

など8件のご意見がありました。

【問9】（被害や負担の軽減）

あなたは、犯罪被害者等への被害や負担を軽減し、1日も早く平穏な生活を取り戻すことができるようになるために、何が重要であると考えますか。特に重要だと思うものを最大3つまで選んでください。

(n=596)



○「個々の状況に応じた総合的な犯罪被害者等支援プログラム」が最も多い 335 人であり、次いで、「カウンセリング支援」「専門的な法律相談」の回答が多かった。

○「その他」として、次のような意見が挙げられた。

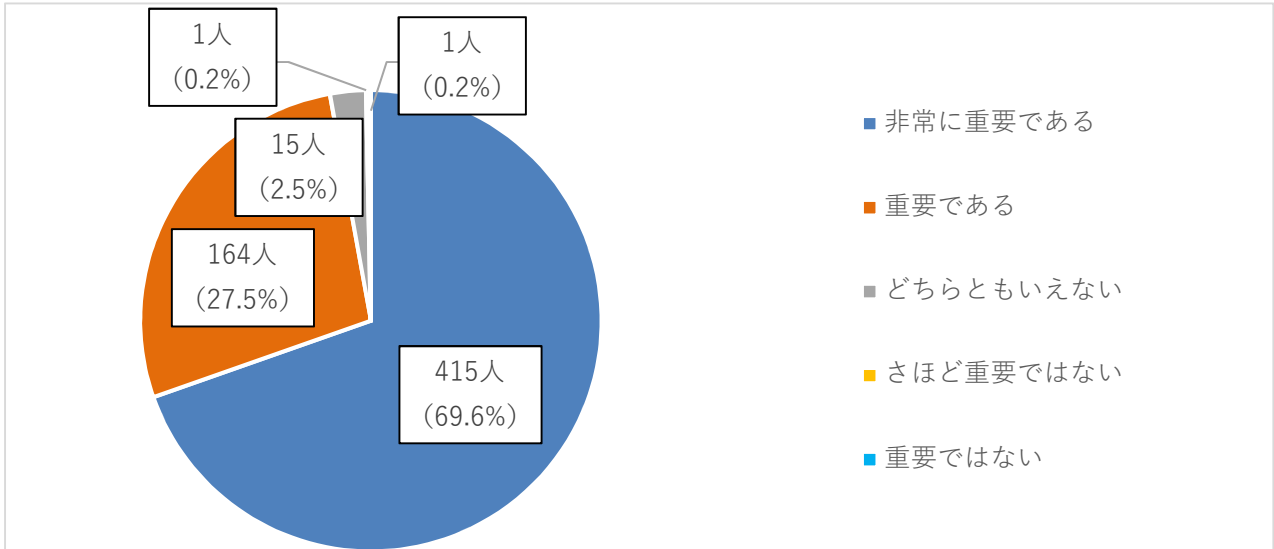
- ・報道の規制
- ・SNS の書き込み規制
- ・加害者への措置や対策

など 15 件のご意見がありました。

【問10】（性暴力の被害者等支援）

性暴力の被害者等支援についてお伺いします。あなたは、性暴力被害者等支援の重要性についてどのように考えていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

(n=596)



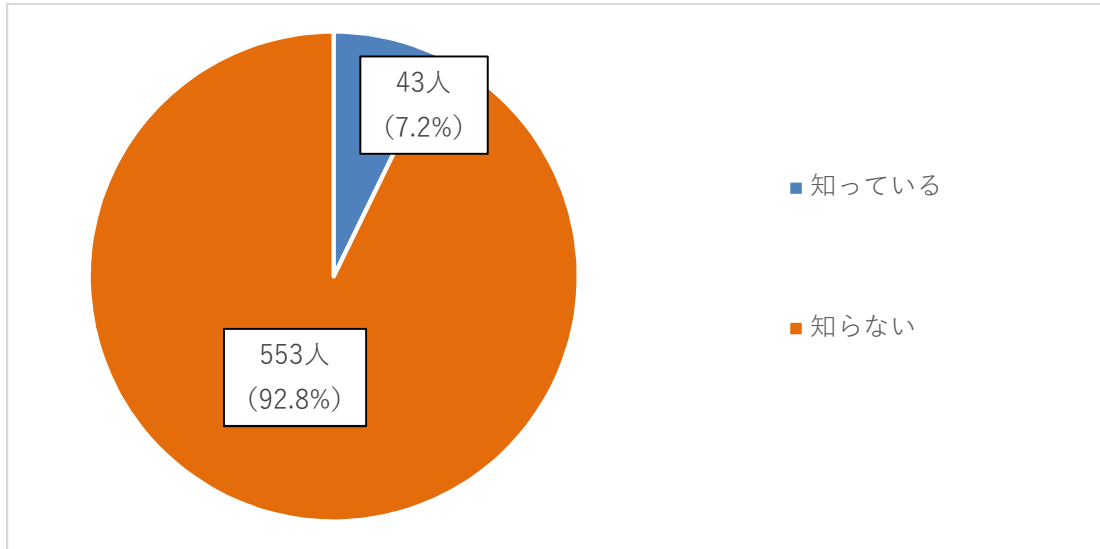
年代	回答数	非常に重要である	重要である	どちらともいえない	さほど重要ではない	重要ではない
29歳以下	36人	26人	8人	2人	0人	0人
30、40歳代	253人	186人	61人	5人	1人	0人
50、60歳代	250人	172人	71人	6人	0人	1人
70歳以上	57人	31人	24人	2人	0人	0人
合計	596人	415人	164人	15人	1人	1人

○性暴力の被害者等支援が重要であると考えている人は、「非常に重要である」「重要である」を合わせて579人（97.1%）であった。

【問11】（ワンストップ支援センター「#8891」の認知度）

あなたは、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号「#8891」（はやくワンストップ）を知っていますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

(n=596)



年代	回答数	知っている	知らない
29歳以下	36人	4人	32人
30、40歳代	253人	19人	234人
50、60歳代	250人	13人	237人
70歳以上	57人	7人	50人
合計	596人	43人	553人

○ワンストップ支援センター「#8891」を「知っている」と回答した人は43人（7.2％）に留まり、553人（92.8％）が「知らない」と回答した。

（注）割合を百分率で表示する場合は、小数点第2位を四捨五入しました。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値が一致しないことがあります。

【問 1 2】

犯罪被害者やその家族及び遺族に対する支援や問題について、あなたのお考えをご自由にお書きください（1,000 字以内）。

- ・ 犯罪に遭った方の遺族の精神的負担は相当なものだと思う。もし自分に置き換えた場合、どんな生活を強いられるのだろう。過去の例などを交えて話を聞いてみたい。
- ・ 精神的、経済的負担を心配します。被害に遭われてその後の生活や、経済的な相談ができるようなサポート支援が充実したものになってほしい。
- ・ 理不尽な目にあってしまった方に長期的な支援をお願いしたい。経済的なことも生活支援も精神的なフォローも。県が被害者支援を重視してくれているなら有難い。
- ・ 被害者の支援制度について、もっと広報してほしい。毎月同じ内容で良いので、県や市の広報紙に載せてほしい。本当に必要になった時、すぐに問い合わせられるようにしておくことが大切ではないか。
- ・ 犯罪被害者やその家族及び遺族に対する支援があることは素晴らしいが、周知が不十分だと思う。高校などで教えることも一手かと思う。
- ・ 犯罪被害者やその家族（遺族）へのサポートケアはとても重要だと思う。犯罪被害者等支援や相談窓口があることも、被害者になって知るのではなく、誰でも広く認知されてほしいと思う。
- ・ できるものがあれば支援に参加したい。
- ・ 性暴力は、心身ともに大きな傷を残す卑劣な犯罪。被害者が何度も辛い思いをしないで済むよう、手厚い支援が必要だと思う。
- ・ 精神的な支援はもちろんだが、金銭的な支援をきちんと行ってほしい。
- ・ 支援センターに定期的に相談に乗ってもらったことがある。きちんと理解ある方と話すことはとても救いになった。是非、支援センター等の存在を広報してほしい。存在を知っているだけでも支えになると思う。
- ・ 関心はあるものの、実情やどのような支援があるかは知らなかった。いかに知ってもらうかが重要なのだと思う。
- ・ 犯罪被害者等に対する支援で協力できることがあれば協力したい。
- ・ 傷ついた心の回復は長い時間がかかるため、できるだけ寄り添った対応を県民一丸となって対応できるようにしたい。
- ・ マスコミや SNS からの保護が必要だと思う。
- ・ 周囲に状況を理解してくれる人々がいることが重要だと思う。家族や友人でなくても、自分の状況をよくわかってきている人がいると、少しでも心強くなってくれるような気がする。

など 286 件のご意見がありました。

3 アンケート結果を受け、今後の事業展開・アンケートの活用方法等について

- ・ 今後の犯罪被害者等支援施策の検討をする際の参考資料とする。
- ・ 茨城県犯罪被害者等支援推進計画において使用する。

4 調査の概要

(1) 調査形態

調査時期：令和4年7月25日（月）～8月7日（日）

調査方法：インターネット（アンケート専用フォームへの入力）による回答

モニター数：941名（県内在住者のみ）

回収率：63.3%（596名）

回答者の属性：以下の通り。ただし、百分率表示は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の比率の合計は100%にならない場合がある。

		人数（人）	比率（%）
全体（n）		596	100.0
地域別	県北	60	10.1
	県央	224	37.6
	鹿行	41	6.9
	県南	221	37.1
	県西	50	8.4
性別	男性	277	46.5
	女性	319	53.5
性・年齢別	16～19歳	3	0.5
	20～29歳	33	5.5
	30～39歳	89	14.9
	40～49歳	164	27.5
	50～59歳	155	26.0
	60～69歳	95	15.9
	70歳以上	57	9.6
職業別	自営業	54	9.1
	会社員	215	36.1
	団体職員	21	3.5
	公務員	29	4.9
	主婦・主夫	129	21.6
	学生	14	2.3
	無職	66	11.1
	その他	68	11.4

(2) 担当課

茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

電話：029-301-2842 E-mail：seibun6@pref.ibaraki.lg.jp